

ストックオプションの拡大と金庫株の解禁 および税制

The Relation Between Stockoption and Treasuryshare And Tax

山本 芳功
Yoshinori YAMAMOTO

はじめに

- 1、ストックオプション制度の導入
 - (1) スtockオプション
 - (2) 報酬としての本質
 - (3) 平成9年商法改正
 - 2、金庫株の解禁
 - (1) 金庫株
 - (2) 自己株式としての本質
 - (3) 平成13年商法改正
 - 3、アメリカにおけるストックオプションと金庫株
 - (1) スtockオプション
 - (2) 金庫株
 - 4、税制上の問題点
- おわりに

はじめに

平成9年商法改正におけるストックオプション制度の導入は、日本において画期的な報酬制度をもたらすものとして注目されている。当面の当期利益の確保に走る企業体質を長期的な視野で計画・運営・効率化するためには企業構成員にとって魅力ある利益が必要である。経済社会は構造改革がさげられるが、企業構成員にとってこのオプションを得ることが最大の魅力となることが企業さらには経済社会の発展に貢献するであろう。また、平成13年商法改正においては金庫株の解禁がなされた。いわゆる自己株式取得禁止の原則の撤回である。以前は資本の払い戻しは許されないとしていたものを、自己株式を企業の一資産として企業が自由に売り買いできることとなったのである。企業にとって自己株式の運用は企業戦略上

の大きな手段となるであろう。本論文では、それぞれの本質と改正の趣旨を検討した上で、両者の関連およびそれから波及する会計上の処理や税制上の扱いについて考察する。

1、ストックオプション制度の導入

(1) スtockオプション

ストックオプションとは企業が取締役や従業員等に対して将来においてあらかじめ決められた価格で自己の株式を購入する権利を付与する制度である。企業経営にとって最大の関心事は企業価値の増加である。また企業価値の増加は株式価値（株主価値）の増加につながる。オプション所有者はその成功報酬を株価上昇分によって得るため、企業価値増加に協力的なインパクトを与えることになる。ROI⁽¹⁾の上昇は企業の競争力に影響し、その他利害関係者さらには経済全体に向上の期待感をひきおこす。ベンチャー - 企業やキャッシュフロー - を必要とする企業にとっては企業戦略上重要である。なお、以上のような企業価値や株式価値といったものだけでなく、従業員や関係者の経営参加意識の克己という場面も期待できる。

(2) 報酬としての本質

取締役の報酬の場合、その額の決定においては企業と取締役との利害が対立することがある。取締役会や代表取締役が自由にそれを決定しようとすれば、お手盛りとなるおそれがある。そこで、商法は取締役の報酬について、定款でその額をさだめておくかまたは株主総会の決議で定めることとしている。⁽²⁾ ただ、報酬の正当性は株主総会の自主的判断にまかされ、裁判所は著しく不当な場合を除き、実質的な観点から救済を与えないと考えられている。⁽³⁾ 取締役の専任機関である株主総会にその報酬決定権限を付与することは論理的には適切である。これに関連して、お手盛りの防止が本質的な理由とはせずに、取締役の報酬決定が本来的には業務執行行為として取締役会や代表取締役の権限に含まれるものであると考える説もある。⁽⁴⁾ ここにストックオプションの決定についての業務執行行為の一部性を肯定づける根拠の一端があるかもしれない。

商法が取締役の報酬決定について269条の手続きを必要としているから、この手続きを欠く場合は、たとえ額が適切であっても取締役は報酬を得ることはできなくなる。⁽⁵⁾ しかし、閉鎖会社のような形式的手続きを軽視しがちな企業においては手続き上のミスは合理的な解決をすればよいし、また取締役任用契約の有償性からみても当然に実体的判断が可能であろう。ただ、公開企業にとっては報酬の開示という側面からの要請がある。例えば企業の業績、他企業の一般水準、従業員等の賃金などとの均衡を失ないようにするために世間に表示する必要がある。この点においてもストックオプションの決定手続きにおいて参考にされるべきである。⁽⁶⁾

なお、平成14年商法改正において、執行役制度が法制化される予定である。⁽⁷⁾ 執行役が取締役を兼任しない場合の報酬の管理については報酬委員会によって報酬決定がなされるのであろうが、ここでも業務執行としてのストックオプションの発行の決定権との抵触が起きる可能性をもっている。

(3) 平成9年商法改正

従来、日本においてはストックオプション制度が利用されにくい状態があった。⁽⁸⁾ その理由として、商法上、税法上および労働基準法上の関係があった。

平成13年商法改正に至るまでは、原則として自己株式の取得が禁止されていた。⁽⁹⁾ また、新株発行を利用するストックオプションでも第三者に対する新株の有利発行は株主総会の特別決議を要し、この決議の効力は決議日より6カ月以内に払込をするものに限定しており払込は一度しか認められていなかった。⁽¹⁰⁾ このような状況ではある程度の期間を利用してインセンティブを持たせるストックオプションとしての実効性に疑問をもたせていた。

税法においてもオプション行使時点で、その時の株式時価と行使価格との差額に対して所得税が課せられ、売却による収入を得る前に納税負担が生じることとなった。また、給与所得となれば最高65%（所得税と法人税）の税負担が発生し、企業にとって大きな問題となった。

労働基準法では賃金について通貨払いの原則を設けている。ストックオプションについてはその利益について発生する時期および額ともに労働者の自主判断にゆだねられているため、労働の対価ではなく、労働基準法上の賃金にあたらぬとする。企業にとっては、ストックオプションを報酬（賃金）の一部としてのコンセンサスをもつのに、そうでないとしたら全く無意味でありその効用が失われることになる。

平成9年商法改正によりストックオプションが導入され、⁽¹¹⁾ 同年計算書類規則の一部改正の省令、⁽¹²⁾ 企業内容の開示に関する省令の修正も行われた。その後も関連法規の整備が続けられている。

2、金庫株の解禁

(1) 金庫株

日本の企業の株式所有構造の特徴は、企業間における株式の持ち合いすなわち相互保有であるといわれる。過去においては、株価の安定や取引関係の長期的安定化、市場に出回る株式数の抑制による株価の維持などに資するものがあった。しかし、このことは個人株主の育成を阻害し企業への投資意欲の創造を無くしてしまった。これにより日本の市場の閉鎖化そして新規参入や外国企業の参入を阻止する要因ともなった。バブル経済崩壊後、経営の効率

化や不良債権の処理が企業の急務となりその対応から原資として持ち合い株の放出をする企業が増加している。しかし、不況においての株式の大量放出は株式の価格を下げる最大の原因でもある。企業の維持と持ち合いの解消とは日本にとっては相互作用をもたらすものといえる。そこで登場するのが金庫株でもある。金庫株すなわち自己株式取得の許容はさらにはストックオプションの拡大に効果的である。日本の報酬制度が株式支給によって代わることを企業関係者が共通の意識としてもつことができるならば、さらには個人株主の育成・成長につながることになる。金庫株の解禁はもちろん需給バランスの不均衡による株価下落を緩和することになるが、さらには機動的な企業再編を可能したりする。いわゆる企業経営にとって重要な戦略的武器となることができるのである。

(2) 自己株式としての本質

企業は自己株式を取得することはできないとされてきた。その理由として、⁽¹³⁾ (a) 社団法人が同時に自己の構成員である社員になることは論理上不可能である、⁽¹⁴⁾ (b) 混同の法理に反する、⁽¹⁵⁾ (c) 企業財産の充実を害し債権者および企業の利益を害する、⁽¹⁶⁾ (d) 食い逃げ増資の危険がある、⁽¹⁷⁾ (e) 相場操縦の危険性がある、⁽¹⁸⁾ (f) 株主平等の原則に反する⁽¹⁹⁾ (g) 企業支配権争いに利用される、⁽²⁰⁾ (h) 企業荒らしに利用される、⁽²¹⁾ などがあげられる。いずれにせよ出資の払い戻しすなわち資本取引である点が最大の論点である。他の理由は政策的にそして個別的に対応できるものといえる。平成13年改正前商法は、自己株式取得の禁止規定について、その立法趣旨を法律政策上の実際的理由が相補って、自己株式の取得に伴う弊害の一般予防的見地から設けられたものとされる。⁽²²⁾

(3) 平成13年商法改正

金庫株の解禁を含む商法改正が平成13年に施行された。金庫株の解禁により特定の目的の有る場合のみ認められた自己株式の取得が一般的に許容されることとなった。すなわち、特別の事由によらなくても企業は自己株式を取得できるようになり、従来は取得した株式を相当な期間中に消却することが要求されたが、改正法は取得した自己株式をそのまま保有することができるようにしたのである。金庫株の解禁にともなう不正行為の防止を目的とした証券取引法の改正も相俟って、政策的および経済的な配慮から認められるに至ったのである。この商法改正にともない消却特例法は廃止された。

(a) 取得

企業は原則として定時株主総会の決議があれば自己株式の取得が自由に行える。自己株式の質受けに関しても同様である。特別な要件もなく企業の財務政策の柔軟性を認めたものである。ただし、買い受けることのできる自己株式の取得総額は、貸借対照表上の『純資産額』から『資本金、資本準備金および利益準備金の合計額その他』および『定時総会で利益から配当し、もしくは支払うものと定め、または資本に組み入れた額』を控除した金額の範囲と

される。いわゆる配当可能利益ということになる。しかしこれでは赤字企業の利用がとざされるので、商法は定時総会において法定準備金の減少の決議または資本の減少の決議がなされた場合、その法定準備金または資本の減少額を、その定時総会の決議においてなされる自己株式の取得の財源とすることができる、としている。

(b) 保有、処分

従来は自己株式の取得事由ごとに保有期間が規定され、その期間内において株式失効の手続きをするか処分する義務が課せられていた。しかし、今回はそういった処理が不要となった。企業が保有する株式の所有者としての一般的な権利については議論のあるところではあるが、基本的に自益権は認めても構わないと考える。処分および消却については取締役会の決議を経て自由に行える。

3、アメリカにおけるストックオプションと金庫株

(1) スtockオプション

アメリカでは、1994年において主要企業約500社のうち、ストックオプションを利用している企業が約75%にのぼっている。アメリカでは、ストックオプションに関して商法上および税法上の優遇措置が講じられている。多くの州がその会社法で自己株式の取得を認めており、従って多くの企業がストックオプションに備えるため自己株式を取得または保有している。また、非公開企業においてもかなりの企業が採用している。⁽²³⁾

ストックオプションが広く利用されているアメリカでは、取締役会の構成員の中に利害関係のない社外取締役等によって構成される報酬委員会が、役員報酬、ストックオプションの方針の策定および監視をしている。経営者と直接利害関係のない監視役を入れることで、経営者の利益相反の危険性を排除し、ストックオプションの濫用を未然に防止する役割が期待されている。又、報酬委員会の関与はストックオプション策定について取締役会の経営判断事項とされる。アメリカでは経営判断の原則 (Business Judgement Rule) が成立しており、また、報酬委員会、経営委員会、監査委員会あるいは訴訟委員会などのように権限分割によって相互監視機能が強化されていることも相俟って、全体として経営制度の効率化と透明性が確保されている。⁽²⁴⁾

(2) 金庫株

アメリカでは、かねてから金庫株は認められていた。すなわち、模範会社法をはじめとする各州会社法は自己株式について目的を問わずに自由に取得及び保有が認められている。アメリカでは、企業が自己株式を取得することを、現金を対価とする株式の売買の相手方が株主になったことだけであり、それゆえ株主への現金等の交付ととらえるにすぎないのである。

この点から、この行為を配当ないし分配とみなし、従って、アメリカでは、自己株式の取得を配当ないし分配に関する規制の中で扱われている場合が多い。⁽²⁵⁾

現代のアメリカ法においては、模範会社法やカリフォルニア会社法のように表示資本概念を破棄する場合には、自己株式を分配という概念の範囲で理解することによって、金庫株としての自己株式の取得限度を議論することはない。しかし、デラウェア会社法のように従来型の資本概念をもつ場合は、金庫株としての自己株式の取得という論点が残る。デラウェア会社法では配当規制に関して、剰余金（日本の利益準備金と資本積立金の合計）がなくても、当期または前期に純利益がありさえすれば、一定の範囲内において株主に対して配当ができる。これに対して、自己株式については、剰余金がある限り自由に行うことができるが、剰余金がない場合当期または前期に純利益があったとしても、自己株式の取得をすることはできない。また、これとは別個に、企業が実質的に支払不能に陥っている場合、コモンロ - 上の詐欺譲渡禁止法理や州の詐欺譲渡禁止法令さらには連邦破産法などが適用されるので、剰余金があっても自己株式を取得できない場合がある。

模範会社法やカリフォルニア会社法のようなモデルでは、すべて配当（分配）規制の中で自己株式の取得も処理される。このモデルでは払込剰余金や資本減少の手続きによる剰余金からの自己株式の取得は認められなくなる。

4、税制上の問題点

平成13年商法改正により、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書および付属明細書に関する規則が改正された。従来、期末に保有する自己株式を貸借対照表上において原則として流動資産として計上し、例外的にストックオプション目的のものについては投資等の部に計上されてきた。今回の商法改正では、期末に保有する自己株式を貸借対照表上の資本の部における控除項目として計上することになった。⁽²⁶⁾ その理由として、自己株式の資産性を否定し、自己株式の取得は会社財産の払い戻しであると考えられること、また自己株式の取得が自由化されたことにより一時期に相当数の自己株式を保有する事態の発生が想定されるからなど、といわれる。⁽²⁷⁾ しかし、企業が自己株式を企業資産の一部として、業務運営戦略上の重要な方法として効果的にかつ迅速に使える手段と認識するならば、その資産性を否定するのは不合理である。また、アメリカのように資本の部の控除科目とする必然性も乏しい。そもそも支払不能状態にある企業は資本の存在価値すら見出せないであろう。従って、自己株式を一般自己株式とストックオプション目的自己株式とに分類して、前者を流動資産、後者を流動負債に計上すべきものとする。なぜならば、後者は報酬にほかならないからである。

おわりに

今回の商法改正は、自己株式の資産性を否定しているがごとくである。それは、近年の企業不況ひいては経済不況の回復に主眼があるからである。すなわち大多数の企業において当期利益が望めない現況においては資本取引すなわち資本減少手続きによる株式の回収をもくろむしかないからである。それがわが国独自の金庫株の解禁の理由である。しかし、健全な企業戦略からいえば自己株式の有為性を利用できる使い勝手のよい資産として取り扱うべきである。

註

- (1) 正味資産効率
- (2) 商法269条
- (3) 浜田道代・新版注釈会社法(6)・有斐閣・386・昭62
- (4) 山口幸五郎・株式会社の役員報酬について・法律のひろば17-5・昭37
- (5) 浜田・前掲・387
- (6) 龍田節・役員報酬・別冊ジュリスト39・昭48
- (7) 平成14年2月13日提出・法制審議会会社法部会・商法改正案要綱案
- (8) 自己株式取得規制に関する各界の意見の分析・別冊商事法務152・平8
- (9) 改正前商法210条
- (10) 改正前商法280条の2
- (11) 商法210条
- (12) 計算書類規則12条1項、22条の2
- (13) 蓮井良憲・新版注釈会社法(3)・有斐閣・227・昭61
- (14) 大判大11・9・27刑集1-483
- (15) 松波仁一郎・日本会社法改訂版・935・大9
- (16) 矢沢惇・企業法の諸問題・商事法務研究会・191・昭和56
- (17) 前掲・大判大11・9・27
- (18) 神崎克郎・会社の自己株式取得と内部者取引・商事法務549・10・昭46
- (19) 大判昭6・7・2民集10-5
- (20) 上田宏・株式会社における自己株式の取得・法学19-1・96・昭30
- (21) 高鳥正夫・自己株式の取得禁止とその違反の処理・慶応法研54-2・6・昭56
青竹正一・現代会社法講義第4版・中央経済社・93・平13
- (22) 龍田節・会社法・有斐閣・179以下・平10
- (23) JICPA489・16、17・1966
- (24) 平出・山本・企業法概論・青林書院・230・平13
- (25) 平出・山本・前掲・234、235
R八ミルトン・アメリカ会社法・木澤社・376・平成9
- (26) 計算書類規則34条3項
- (27) その他の、今回の商法改正の趣旨による計算書類規則の変更として、35条、44条による会計処理が要請される。